

1 番 通告 7 番 1 番議員、田村俊二です。

通告に従いまして、大きく 2 項目を質問いたします。

1 項目目は、高齢者施策についてです。「平成28年版高齢社会白書」によると団塊の世代が75歳以上となる2025年には、我が国の総人口が1億2,066万人、65歳以上の高齢者は、3,657万人と予測され、総人口に占める割合は30.3%と推計されております。超高齢社会は、深刻な問題となっている。大井町においても、2015年10月策定の「大井町人口ビジョン」によると団塊の世代が75歳以上となる2025年には、総人口1万6,958人に対し、65歳以上の高齢者は4,685人となり、総人口に占める割合は、27.6%と推計されております。本町においても、超高齢社会は深刻な問題となると言わざるを得ません。国は団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取り組みを行っているところであります。

大井町においても、国のこの取り組みに沿って、大井町第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定め、本町が事業主体となって、地域包括支援センターを設置し、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメントなどの取り組みを行っているところであります。

また、この地域包括ケアシステムは、保険者である町が地域の特性に応じ、日常生活圏域を単位として、主体的に構築していくものとし、介護予防サービス、在宅系サービス、訪問介護、通所介護、施設居住系サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの必要なサービスの構築に取り組むことを求めているものであります。

さまざまな安心できるサービスの存在が本町において、進める高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与するものである。このことが、多くの高齢者の方々が重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるとする期待、希望・安心感につながるものかと考えるわけであります。高齢者が安心して、暮らすことのできるまちづくりを進める大井町において、高齢者施策のさらなる充実・拡充は高齢者の方々の期待・希望・安心感につながるものだと考えます。

しかしながら、昨今の大井町の現況を鑑みると昨年3月には、大井町社協デイサービスセンターの閉所、5町で設立した社会福祉法人足柄上郡福祉会（あしがら広域センターひかりの里）は、この4月1日付にて、

社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団と合併することになっています。

そこで、広域連携（５町）で設立した社会福祉法人足柄上郡福祉会からの撤退は、高齢者福祉施策の後退につながるのではとの危惧から、次の質問をいたします。

１、広域連携（５町）で設立した社会福祉法人足柄上郡福祉会の役割を撤退することをどのように評価したのか。

２、例年、交付してきた社会福祉法人足柄上郡福祉会（あしがら広域福祉ひかりの里）に対する運営費補助金相当額、高齢者施策として、今後どのように展開をされるのか。

３、地域包括支援センターの役割及び現状・課題は。

４、地域密着型サービスの役割及び整備状況・課題は。

５、地域密着型サービスにおける「運営推進会議」の開催状況及び課題は。

以上の５項目について、お伺いをいたします。

２項目目は、住みよいまちづくりについてです。

「おいきらめきプラン～大井町第５次総合計画」、第２章１節第５では、協働のまちづくりの施策として、町づくりへの町民参加を求めている。その現状と課題において、「大井町をもっと住みよい、強いまちにしていこうためには、町民、議会、及び町が協働して、町づくりを進めることが大切です」と述べられています。また巻末の資料では、「協働とは、まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことを言う」というふうに記しています。また本町では、大井町開発指導要綱を定め、大井町における良好な生活環境の確保を図るため、開発事業について、開発指導の基準、及び開発事業に関する公共施設等の整備の分担を定めることにより、無秩序な開発を防止し、安全で住みよい活力あるまちづくりの促進を図っております。その中で、一定の区画数以上になる住宅地の造成については、事業主の負担において、ごみ集積施設等の設置を求めているところでもあります。

そこで、住みよいまちづくりを進めるために、住環境整備や地域コミュニティの形成は協働のまちづくりを推進するための必須の要件と考えられます。旧湘光園社員住宅跡地宅地造成工事に伴い、設置されたごみ集積所（既存ごみ集積所の代替として設置されたもの）の利用が拒否されたと聞いている。そこで、その質問をいたします。次の質問をいたします。

１、経緯と対応について。

2、今後の考え方について。

以上の2項目について、お伺いをいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

町

長

通告7番、田村俊二議員の「高齢者施策について」というようなことで、細かく5点頂戴し、2点目の住みよいまちづくりについてというように、ごみの集積所の設置の件かと思われませんが、2点頂戴しているわけでございます。

それでは、大きな一つ目のほうからまいるわけでございます。

1点目のあしがら広域福祉センターはというようにございしますが、この辺は、昭和63年に各町における福祉対策について、高度の専門技術や、また高齢化社会への対応、さらには、当時の保健福祉法に対応するため、財政面の問題や共同化による効率運営等を考慮した結果、町域を越えて、福祉対策の施設の充実が必要であると考えられておりました。足柄上5町が協力して、広域的で総合的な福祉サービス機能を持ち、地域福祉の中核的な役割を担う施設として、設置されたものでございます。長年住み慣れた地域で高齢者が、その家族を含めて、いつまでも健康やかに生活できるよう地域の方々のニーズにこたえる施設として運営されてきたわけでもございました。当時としては、介護保険法がスタートする前でもございまして、いわゆる措置という形の中で、老人福祉に対応してきたという状況でございます。それと同時に、今のよう高齢者がまだまだ多くなかった時代にスタートしたわけでもございます。将来を見据えて、このような事業展開をして、今日まで来ておるわけでもございます。

しかしながら、福祉制度の改革が進みまして、平成12年に介護保険制度の導入がされたわけでもございます。それ以来、この圏域、5町の中にも特別養護老人ホームが開設をされ、デイサービスを初めとする、在宅高齢者に対するサービス事業も充実したわけでもございます。また、特別養護老人ホームも幾つか設置されたわけでもございます。そういう点では社会資源も多様化しているという中で、あしがら広域福祉センターは設立当初の目的は十分達成されたわけでもございまして、さらに介護サービスの利用実績や需要について、5町の均衡が大きく崩れたと。今後、施設や設備の大規模改修費の捻出に対する、財政負担も見込めるなど多くの課題があったわけでもございます。

また、国の経済構造改革、規制緩和といった、行政と民間との役割分担の見直しにより、民にできるものは民で行うという流れもあり、平成20年12月に「あしがら広域福祉センターのあり方検討会」を立ち上げ、

検討を重ねた結果、経営理念を同じくする社会福祉法人と合併することが将来にわたり安定した経営となり、利用者へのさらなるサービスの向上が図られ、地域福祉の向上にもつながるものとの結論に達したものでございます。

その後、「あしがら広域福祉センター民営化推進会議」を設置いたし、合併協議先となる法人の募集や募集条件、また選考基準など、民営化推進に向けた検討を行いました。さらには、「あしがら広域福祉センター民営化に係る法人選考委員会」により、応募の中からより条件に即している法人を選考するなどを、そのような経過を経まして、社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団との合併に至ったというものでございます。

今後、あしがら広域福祉センターは新たな法人により、運営されることとなりますが、足柄上郡福祉会同様、引き続き地域の方々のニーズにこたえていただけるような施設として、地域福祉の推進に寄与していただくよう、こちらからも申し入れをした中で、今回の合併に至ったわけであります。

2点目の御質問でございますが、あしがら広域福祉センターの円滑な施設事業の運営支援として、交付を行ってきた補助金につきましては、来年度から廃止するというようなことでございます。また、この補助金相当額として、新たな施策は特筆して設けているわけではございませんが、しかしながら、地域包括ケアシステムを構築していくため、認知症の早期診断・早期対応により、できる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域構築をするため、「認知症初期集中支援チーム」の設置や、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する体制を整備するため「生活支援コーディネーターと協議体」を設置するなど、新たな事業を展開することにより、地域支援事業を推進していこうというような考えでございます。

この運営補助金を支出していたというようなことが、やはり介護保険制度の中で、将来問題になってくるというようなことでございます。我々、5町の首町会においても介護保険制度がスタートした中で、早く一民間事業者と競争しているわけでございます。そういうところからも、いろいろと何でそこだけ広域でやっているんだというような高齢者福祉制度を支えてくれる、同じような福祉法人から御意見があるというようなことも鑑みた中で、今回このような対応を打ったわけでございます。

3点目の御質問でございますが、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的

といたしまして、平成18年4月に介護保険法改正により開設された機関であるわけでございます。

具体的な役割といたしまして、要介護状態になる恐れのある方の介護予防に必要な支援を行う「介護予防ケアマネジメント業務」、地域の高齢者の相談に対し、その方が住み慣れた場所で安心して住めるよう、関係機関やサービスの支援の調整等を行う「総合相談支援業務」、また高齢者虐待や金銭管理などに係ることなど、地域の支援だけでは十分に問題が解決できない高齢者に尊厳のある生活を行うことができる、専門的・継続的な視点からの支援を行う「権利擁護業務」、また、地域における介護や医療などの連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の四つの業務を地域において、一体的に実施することとされております。

さらに、平成27年度の制度改正では、介護保険サービスの費用の増大や介護人材の不足に対応するために、地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を積極的に取り組むこととされ、その地域包括システムづくりの施策として、市町村が地域支援事業において「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」を実施することとなっており、地域包括支援センターの役割はますます重要になってきておるものでございます。

地域包括支援センターの設置の目安は、中学校区に1カ所とされ、社会福祉協議会等に委託している市町村もあるわけですが、当町ではセンター開設時より保健福祉センター内に町直営で1カ所を設置しておるものでございます。業務は介護福祉課職員が担っておるものでございますが、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の専門職等を配置し、高齢者の相談などにチームとして、対応しておるものでございます。

今後も高齢化が進むことにより、重度の要介護者や医療ニーズの高い高齢者の増加、高齢者の単身世帯が増加することが想定され、それに対応する業務量の増加やより高い専門性に対応する体制づくりが課題となっております。

4点目の御質問でございますが、地域密着型サービスは認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が可能な限り住み慣れた自宅や、また地域で生活が継続できるよう、平成18年4月の介護保険法改正により創設されたサービスでございます。平成24年度には、地域包括ケアシステムを推進するための一環として、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、いわ

ゆる定期巡回、これには随時対応サービス等をしているわけでございます。そして、「介護小規模多機能型居宅介護」、いわゆる混合サービスと言われるものが創設されたものでございます。

また、平成28年度からは利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所が「地域密着型通所介護」として移行し、現在では、9種類の地域密着型サービスがございます。

いずれも原則として市町村の住民のみなら利用できるサービスで、少人数での利用であることから、利用者のニーズに沿ったサービスの提供でき、事業者と地域との連携により、「住み慣れた地域での支援」や「地域での相互の支え合い」などが期待されておるところでございます。

当町の地域密着型サービスの整備状況につきましては、「認知症対応型共同生活介護」、いわゆるグループホームでございますが、これが1事業所、「地域密着型通所介護」が3事業所、計4事業所となっております。また、他市町村の事業所を指定し、当該市町村長の同意を得て利用しているサービスといたしまして、「小規模多機能型居宅介護」が2事業所、「認知症対応型通所介護」が2事業所、「地域密着型介護老人福祉施設」が2事業所、「認知症対応型共同生活介護」が3事業所。「地域密着型通所介護」が16事業所の計25事業所となっております。このように、現在、当町にない地域密着型サービスについては、補完的に近隣市町の事業所、お互いに利用しているものでございます。全てのサービスについて、整備されていないわけでございますが、そのような対応の中で、それぞれ利用者に不自由をかけないような対応をとっておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後の地域密着型サービスの整備につきましては、3年ごとに介護保険事業計画が変わるわけございまして、この計画におけるサービス見込み量の推計等も踏まえて、検討をしていかねばならないと考えるところでございます。

最後に5点目の御質問でございますが、地域密着型サービスの事業者は事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質を確保することを目的とした、「運営推進会議」を事業所ごとに設置することとなっております。

この運営推進会議の構成員は、施設職員、利用者やその家族、自治会代表者、民生委員などの地域住民の代表者、町や地域包括支援センター職員となっていることから、地域密着型サービス事業所と町、地域包括支援センターとの連携・支援の場は、定期的かつ必然的に確保されているところであります。

運営推進会議の開催状況につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所では、3カ月に1回（年4回）を開催しております。内容としては、日々の活動内容や利用者の様子等の運営状況や地域住民や自治会、団体との協力・行事参加状況、非常災害時における地域住民や消防との連携のための取り組み、いわゆる防災訓練等も含めるわけでございます。そして、外部評価の結果に対する、課題解決の取り組み等の報告や情報交換を行っているものでございます。

地域密着型の通所介護事業所では、1事業所につきましては、昨年12月に開催しており、残りの2事業所につきましては、本年度中に開催する予定であると把握しておるところでございます。

地域密着型通所介護事業所におきましては、本年度より地域密着型サービスに移行したこともありまして、運営推進会議については、不慣れな点もあるとは思われますので、今後の運営推進会議を通じて、運営の透明性を確保するのに、いち早く地域との連携の基盤づくりを確立することができるように、指導や助言を行っていきたい。そんな考えでございます。

何はともあれ、高齢者施策につきましては、いわゆる介護保険の計画も3年ごとに見直さなければならない。どんどん新たな制度改革も要求されてくるわけございまして、これらにどう対応できるかというようなことが、町の課題でもあるかと思います。

また、専門性の職員も多く配置することも必要かと思われますので、町民の健康も含めた中で、高齢者サービスも質の高いものに努力していかなければならない。そんな思いでございます。

2点目の質問でございますが、その経緯と対応についてということでございます。

まず初めにゴミの収集場所のあり方と開発行為において設置されるゴミ収集所については、町の基本的な対応を説明させていただきます。

ゴミ収集所は、従前から町が設置・管理するのではなく、自治会で設置していただき、地域の利用者による管理をお願いしてきたものでございます。

これは廃棄物を排出する方の意識向上を目的するもので、いつもきれいなゴミ収集場所として、維持するためには、みずからが管理・清掃することで、日ごろからの意識づけやマナーの向上につなげるためであります。

また、一定規模以上の居住系開発行為の場合には、事業主がゴミ収集場所を設置し、自治会からの申請によりゴミの収集を行っております。

現在のところ、ごみ収集場所の土地については、町への移管を受けておりませんが、公益的な施設として非課税としております。

さて、この度の開発行為に伴う件でございますが、従前の旧湘光園跡地の北側に、上大井自治会と西大井自治会が利用していたごみ収集場所が、それぞれ1カ所ずつ、生け垣と歩道の間に設置されておりました。

開発の相談において、このごみ収集所のあり方について協議し、事業主において開発造成用のごみ収集場所と一緒に、2カ所の既存のごみ収集場所についても、その敷地内で設置していただけることとなりました。

しかし、ごみ収集場所は設置していただけたのでございますが、その後、2カ所とも分譲地の共有地として売買されており、特に今回利用できなくなったごみ収集場所においては、当初の開発時事業主から別の不動産会社へ売買されており、ごみ収集場所の利用について不動産会社と交渉を重ねてまいりましたが、話がまとまらず使用ができなくなってしまいました。

そこで町では、関係する自治会長や組長さんと調整し、代替施設として付近の公園用地際に設置する対応をとらせていただいたものでございます。

ごみの収集場所というのは、近くにあり過ぎてもだめだと。自分の家の前にあってはだめだ。かといって、遠いところじゃだめだというようなことでございますし、道路上においてあるところも結構あるわけでございまして、これらは問題があらうかと思ひます。よく道路の安全確保だと歩行に支障がないようにと町民の皆さんに言われても、ごみ置き場は平然として道路の上に置いてあるというようなところもあるわけでございまして、これらは、地域で話し合っていたいて、適切な場所に話し合いの中で解決をしていただければ、町としても幸いかと思うわけでございます。なかなか、この辺に関しましては、開発業者においても、そこを利用される開発地域を借りた方々には、それなりのサービスがあらうかと思ひますが、なかなか、その周りまでの配慮というのはしていただけないというようなのも実情にあらうかと思ひます。なかなか、この辺のところは難しいところでございますが、これにつきましては、町の開発事業者への指導の中でもう少しきちんとしていかなかったという、しておかなければならなかった点もあらうかと思ひますが、業者間でそういうような状況があるというようなことでございます。

それで、2点目の御質問でございますが、今後につきましては、事業主の意向にもよりますが、共同住宅を除きまして、ごみ収集場所用地の移管を受けていくことといたしまして、移管を受けるに当たりまして、

既存の「大井町開発指導要領」に合わせ、新たに設置場所や形状などの基準と移管について定めた「大井町ごみ集積施設設置基準」を作成し、これをもとに指導を行ってまいりたいと、そんな考えでございます。

この辺のところは、町、また住民の皆様方でできること、お互いにきちんとやっていかなければならないんじゃないかなろうかと考えるところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

1 番 御答弁いただきましてありがとうございます。

では、再質問をさせていただきたいと思います。

最初の1点目の話に関係することでございますけども、民間に移行していく、その御説明はありましたけれども、その理由の中からもお話がありました。しかしながら、それと関連させていただいて、何点かご質問をさせてもらいたいと思います。

町では、いわゆる特養、特別養護老人ホーム、特養施設ですけども、今後、大井町の要支援、あるいは要介護認定の方々は今後どんどん、また増えていくということだと思います。そういう中では、特別養護老人ホームについても、その需要も多くあることなんでしょうと、こういうふうに思うところであります。町の介護保険事業計画においても、今年度、認定者が推測ですけど、その計画の中では、認定については608名、あるいは2025年には796ということで、高齢者の増加に伴って、200人ぐらいの増が見込まれるわけです。それに伴って、特別養護老人ホーム等についても需要が伸びるという推測は行われているわけでありまして。

そんな中で、今のひかりの里のところを見ると、5町がつくってきたものであるから、その中で大井町についても、今拝見しますと50床の中で16床程度、大井町の方が使われているというような実態があるわけですよ。そんな中で、5町がやっていることによって、一定程度、5町の枠の中で、対応人数が確保できたということがあるわけですけども、今後、他の法人に移行されていくということになると、その辺については、5町以外の方が当然入ってくるということも想定できるわけでありまして。

そういうことから考えると、今の移行するのはいろんな事情があって、やむを得ないというお話の中でその辺のところについてのお考えはどうなっているか、それをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

介護福祉課長 確かに議員さんおっしゃるとおり、新しい法人に引き継がれるという場合においては、今まで5町の方のみの入所ということの中で、今後は当然弾力的な運用の中で、他市町村の5町以外の方が入ってくるという

ことは推測されるところでございます。いずれにしても、その辺につきましても、検討しているところでございますけども、基本的には、新しい法人さんの中で、基本的には縛りはできませんけども、今まで同様、5町の方をできるだけ優先していただけるような、そういった申し入れもさせていただいておりますし、さらには5町のみならず、他の市町村におきましても特別養護老人ホームというのは、多くできている状況にございまして、そういった選択肢については、昔に比べれば、大幅広くなっているというような状況もございますので、特に大きな支障が出るものというふうには考えておりません。

以上です。

- 1 番 今、入所者数というんですかね。予定の人員については、十分対応できるだろうというお話ありましたが、例えば、この辺、経費の面から考えてみると、大井町でも介護付きの有料老人ホームとかもできておりますけども、その金額、利用料のことなんか考えると、特別養護老人ホームというのは、このところでかなり利用料がアップしましたが、食事代等も含めてアップしましたが、8万1,000円ぐらいの経費がかかるというふうに通常言われているところであります。

有料老人ホームについては、20万から30万ということですよ。そういうことを考えると、なかなか利用される方々についても厳しい面もあるのかなと。例えば国民年金を受給されている方を考えれば、所得の低い方については、いろいろな救済措置があることは承知の上の話ですけども、満額80万ぐらいが今言われていることじゃないですか。そうすると、ひと月6万7,000円、あるいは8,000円程度の年金の額だと、特別養護老人ホームにおいても、やっぱり金額的には非常に厳しいということが言えると思うんですけどね。だから、今、先ほどの御答弁の中でも、特養が増えてきているよと。特養のその中には、介護付き有料老人ホームのこともおっしゃっているのかもわかりませんが、そういう中では、やっぱり、町民の最後の救済のところとしては、この特養のことが、老人ホームの設置継続ということが、やっぱり、いつかは自分たちも入れるというような希望ということもあったかなというふうに思うんですけど、その辺のところ、何かあればちょっとお聞かせいただきたいところでございます。

- 町 長 特別養護老人ホームに関しまして、この部分において、大井町の町民の方でも他市のほうで面倒を見てくださっていらっしゃる方もあります。そのような状況の中で、近年、この地域を見ますと、待機者はあっても、実情がひかりの里の状況でございますが、待機者があっても、じゃあ、

ベッドがあきましたから、どうぞと言っても、今、過去のようにすぐに入居というか、ベッドが埋まるというような状況になんて来ているのも事実であります。

大変、特養への要望があるわけでございます。それと同時に介護保険制度のいろんな制約の中で過去のように特養に簡単に、その階級といいますか、度合いで切られてしまいますもので、過去のように簡単に入れるような状況にないというのは、状況にあります。

今後は、やはり、福祉サービス事業者も人の取り扱いといいますか、このところなんですけども、非常に経営的にも難しくなりつつあるというようなことも、今回、判断材料の一つとさせていただきました。

じゃあ、後段ということで。

介護福祉課長 確かに議員おっしゃるとおり、特にひかりの里につきましては、多床室ということの中で、特養の中でも、料金的には低料金だったということが、十分承知をしているところでございます。いずれにいたしましても、やはり基本的には、町の中で、やっぱりサービス提供の体制を整えていくというのは、基本的なものがあると思いますので、やはり今後の特養の設置等々につきましても、今後の介護計画の中で、またいろいろ判断をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

- 1 番 これがいいとか悪いとかということではありませんけども、1点、例えば、この施設を設置するに当たって、今もこの足柄上郡福祉会のひかりの里について、資産というもので、相手方の社会福祉法人の資産でありますけども、それを設置するに当たっては、5町においても相当のお金が税金をつぎ込んでいるんだらうというふうに思われるわけです。今のひかりの里についても、土地、あるいは建物をあわせても、資産価値としては、約4億弱のものというふうに評価されているところであります。そういう中で、当初、町、5町の方の税金を投入しながら、この施設を立ち上げてきた。こういう大きなことがあったわけですね。それとその後、運営費ということで、大井町についても、ちょっと私調べた中では、64年当時のことは、余りわからなかったですけども、この10年を調べても、やはり、500万から400万ぐらいの運営費の補助ということで、こういう運営してきているわけですよ。そういった経費、町の町民の方々の血税が投入された、その施設が別の方の法人のところに、合併されていくということに、これは町としても大きな損失だらうと、金額的に見てですよ。大きな損失だらうというふうに私のほうでは考えるわけですけど、その辺については、どんなお考えかどうか。いただけますで

しょうか。

町 長 この辺のところは、5町で協議をさせていただきました一番の重要なところでございますが、やはり足柄社会福祉法人へ既に我々は、出資してあるものでございますから、既にもう町とのそれは資産の株式を持っているわけでもございませんし、何らもう社会福祉法人の場合、町から手が一応離れている組織で。しかしながら、5町がその負担金を払っているというようなことの中で、社会福祉法人とつながりがあり。ですから、その広域福祉センターというような、一つの名称が残っているわけでもございまして、そこの広域福祉センターで運営していることが、既に介護保険制度がスタートした中で、いわゆる問題が生じてくるというようなことになるわけで、判断をさせていただきました。

ですから、あくまでも、社会福祉法人足柄上郡福祉会は、町とは、もう既にその法人ができたときに、町の財産じゃなくなっているというようなことでございます。この辺のところは、御理解いただきたい。

1 番 次に足柄広域福祉センターのホームページというところで、今、掲載されているところを紹介せらうと、このあしがら広域福祉センターは、足柄上郡5町が行政区域を超えて、人生80年・高齢化社会を積極的に迎えるために、行政・民間共同で2年間の期間を費やして検討した結果、入所施設を土台として、在宅者の援助施設として設置されたんだということが書かれているわけですね。長年住み慣れた地域で、老人も、障害を持つ方も、その家族も含めていつまでも健やかに生活できるように地域の方のニーズにこたえるそういう施設だったんですよというように考えられているわけです。この施設が、5町で設立した社会福祉法人足柄上郡福祉会だからこそ、地域でもボランティアの皆さん、例えば、オムツたたみみたいなのとか、清掃であるとか、それも皆さんでやったり支えていこうよということだったと思います。

今、人生80年ということかもしれませんが、今人生90年かもしれないんですよ。だから、この施設が5町で運営されてきたこと、町民にとっては、いつか自分もお世話になるかもしれない。そういう大事な施設だったというふうに思われていたんだというふうに思います。町民にとって、この施設が人生の終末を迎えるに当たって、期待、希望、安心感をもたらせるものだったと言わざるを得ないというふうに私は理解をしているところでありますけど、最後にこのことについては、その辺りのお考えをもう一度お聞かせいただければというふうに思っております。

町 長 この施設は、昭和63年ですか。つくった当時は、まだ老人保健法も措置制度の中でやっておったというようなことで、この近隣にこういう施

設がないというようなことで、5町でも、老人福祉政策の上で非常に大きな課題となっている。というようなことで、5町で法人をつくって、そして、その中で、特別養護老人ホームからいわゆるお預かり。今で言うデイサービス、介護保険だとデイサービスというようになりましてけど、そういうような事業を展開させていただいて、それなりの役目は平成12年の介護保険法の制定に伴って、ある面では役目を終えたんじゃないか。その後、やはり、足柄上郡にも特養が幾つかできまして、そのときは、やはりベッド数を2市8町の圏域で、それだけの50床なり、70床なりのベッド数をとるのも、ケンカするようにベッド数をとって、その町が補助金を出して、つくるということもしておりました。しかしながら、その施設も今日では交通の便によって、入居者の問題、また、従業員の問題も大きく抱えるようになってきたわけでごさいます、そういうような中では、我々としては介護保険制度が導入された時点で、このような対応をとらなければいけなかったのかなというように、その辺から話し合っていたらということでごさいます、ようやくここにきて、このような話になっている。そのような中で、新法人は旧の神奈川県老人ホームを受けて経営しているところでごさいます。経営理念も我々の足柄上郡福祉会と同様な経営理念、同様といいますか、経営理念が近いというようなこともあわせて選択させていただき、そして、この5町に配慮した中で今後も運営していただきたいというのは、強く申し入れてごさいますので、また、職員も多くの職員が残りますので、そういう点では御理解いただけるんじゃないかなという判断をさせていただきました。

- 1 番 それでは、1点目の項目の2番目のところなんですけど、2点目ですけども、先ほど、御答弁の中では、例年交付してきた運営費の補助金の関係ですね。それについては合併するので、補助金については支出ありませんというお話で、ほかのことについて特にこの金額に見合ったようなサービスと言いますか、政策については対応していないというような感じがありました。

先ほどからのご答弁の中で、地域密着型のサービス等々について、町でも一定程度ご理解がある、充実に向けて努力されているというお話がありましたけれども、その中で、地域密着型サービスの中でも、まだ町として取り組んでいないものが多くあるのかなというふうに私は思いました。例えば、地域包括ケアシステムを構築していく中で、その中心となるのがやはり支援センター、包括支援センターの役割が大きいのではないかなというふうに思います。

介護保険の中で、給付費の関係から言いますと、例えば施設サービスとか在宅のサービスがあるわけですが、一つは地域の皆さん、いろんなアンケートとか調査の中でも、在宅で最期を迎えたいというのは、これは80%ぐらいの方がそういうふうに思っているわけですね。いろんなサービスの提供があれば、在宅で終末を迎えていきたい。でも、どうしてもそうはならないから、やはり施設をお使いになられるのだろうというふうに思うわけですが、そういう在宅の願いをかなえるためにということが一つあるのですけれども。

あと、金額的なことで言うと、給付金の中で、施設サービスのほうは概算ですが、一人当たり300万くらいの給付を施設のほうの方は享受するわけですね。在宅のほうは、多分一人100万円前後くらいのお金なのかなというふうになると、同じ要介護認定をもらっていても、施設と在宅では非常に大きな差が出てしまうというようなことがあると思います。

施設については、先ほど特養の関係についても一定程度お話があって理解をしたところですが、じゃあ在宅を支えるために今何が足りないのかと言うことを考えると、先ほど地域密着型のサービスのところでもサービス品目を言っていて、一定程度この町の中になくてもできるサービスが統一されているのかなというふうに思いましたけれども、今一番足りないのは、在宅で足りないのは、この中で項目でもそうですけれども、24時間対応のサービス、これがないのではないのかというふうに私は思います。在宅を支えるために、通常デイサービスを受けたり、ホームヘルプを受けたとしても、夜のサービスがないことによって、在宅が非常に厳しいということがあるかと思うのですよ。その部分を、先ほど運営費の話をさせていただいたのは、その部分のお金を、経費を使いながら、24時間対応のサービスが導入できないのかどうか。そういう施策が導入できないのかどうか、その辺のところをどういうふうにお考えになっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

介護福祉課長

確かに議員のご指摘のとおり、24時間そのような対応をするような地域密着型サービスというのは、大井町に限らずこの近辺はほとんどありません。やはり非常にその辺は難しいところでございまして、事業者が事業を営んでいくにあたりましては、要は事業者の利益的なものも見込まれる中で事業を展開するわけですので、そういった意味では、なかなか实际的にそういった業者らの相談的なものが実際いないのが現実でございまして。なかなか業者さんのほうも、その辺の需要が見込めないような状況があるのかなというふうには感じ取っているところでございます。

ただ、やはり今おっしゃったようなサービスは、今後も高齢者が増えていく中で、やはり重要なところを占めるということは十分承知をしておりますけれども。そのような中でそういったサービスを公募といった形の中でできるような仕組みを、それはサービスが限定されますけれども、ございますので、そういった今後の需要の高まりというかそういうものも踏まえた中で、そういった公募等による募集をして、そういったことも考えていく必要があるのかなとは考えております。

以上です。

- 1 番 24時間のサービスの対応については、公募等というようなお話がありました。ただ公募をかけるというのは、一つの手法だと思うんですね。例えば今、社会福祉協議会でも訪問介護のサービスの提供をしているわけですよ。そのような、町と大きなかわりのある事業体を含めて、そういうところに先駆的な試みとして働きかけをしていくということも、これも一つの大きなやり方かなと考えているところなのではけれども。

いずれにしろ、必要最低限、これから高齢者がどんどん増えていく中、そして介護保険の保険料を低く抑えていくためにも、施設サービスに頼るのではなく、在宅のサービスの充実ということも求められているところだと思いますので、それを今、例えば補助を出している団体等々に町の意向を進めていくという観点からのお考えをお答えいただきたいと思いますけれども。

介護福祉課長 今後いろいろな需要の高まり等も踏まえた中で、やはりそういう関係団体においても、そういう形の中でのサービス提供に入っていけるかどうかというところの構築についても検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

- 1 番 考えていきたいというお話をいただきましたので、いずれにしろ、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを大井町としては進めているわけですから、先ほど施設からの撤退ということがありましたけれども、在宅のところをもっと深めるようなこと、そういう基盤整理をぜひ今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

残り時間がわずかになりましたけれども、2項目めのところの「住みよいまちづくり」の関係ですけれども、先ほど町長からのご答弁では、今後の対応としては、ごみ集積施設等についても町が寄付を受けていくような対応を図ってきたいというようなお話があったかと思います。それはそれで一つのことかなと。ぜひ、あるところではなく、開発をされて出てくるようなところを見つけては、向こう側の意図することとい

うことで要望があるならば、そういう意向があるならば、むしろ町が積極的にそれを受け取ることによって、周辺の地域の方が活用できるような施策をぜひ進めていただきたいというふうには思います。

ただ一点、では既存のものは、先ほど場所を変えれば云々というお話が、場所を変えて対応をしたというお話がありましたけれども、今までの経緯から考えると、これについては開発が始まったときに、担当課の方に確認をさせていただいたときに、既存施設についてはきちんとそこを確保していけるよというお話があって、それで、では使用に当たっても今度大丈夫ですねということをお聞きしながら進めてきた経緯があるわけですよ。そういう中で、一カ所については移転ということで、別の適地で対応ということがありましたけれども、それではなかなか納得できないという部分があるのかと思うのですけれども、その部分についてはそれで承知をしてくださいというようなご発言だったと思いますけどね。ぜひ、協議してきた中で、確認してきた中で、大丈夫だと言われた部分についてはこれからでも遅くないわけですから、ごみの集積所の部分については幾ら共有地であったとしても、それ以外では使う用途がないわけなのでしょうから、ぜひ寄付等の申し出等があるならば、そのところ十分に扱っていくことも考えていただきたいというふうに思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

生活環境課長

まず、今回の場所につきましては、当初の開発業者から別の不動産会社への引き継ぎのところがされていなかったというところで、今までの開発の中だとそういう事態が起こっていなかったという部分もございましたので、想定をしていなかったというところは事実でございます。

そういう部分も含めまして、従前より用地の引き取り、施設の引き取りというのも課の中で検討しておりましたので、今後の開発事業に合わせまして、仮に既存の施設とかそういう部分につきましても、そういう申し出がありましたら、町のほうとしても引き取っていくような形をとってまいりたい。そういう部分で、今、その引き取りにつきまして、少し細かい基準を作成しているという状況でございます。

やはり、しっかり確認をしてきた中で、その辺が整えていなかったというところも今後は一つの教訓といたしまして、町としてもしっかり指導をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 1 番 今後のことについては、先ほど今後の対応と言うことでは町長からお話があり、十分そういうことで、寄付が受けられる状況であれば受けて、町のものとしてみんなが使えるようにしていくというのはいいです

よ。ありがたい。今後の方向としてそういうふうに進めていただきたいと思います。

ただ、今私が申し上げているのは、既存のところについてどうされるのですかということを、もう一度確認したいんですよ。今まで、そのところについては、担当課のほうとも協議しながら、既存の施設としては確保できますよというお話がありながら、1カ所についてはそういう状況があり、あと先ほどのお話の中でも、2カ所あると、もう1カ所もちゃんとあるのだと思いますけれどもね。そのところに、そういう今と同じような問題ができたときに、どのように対応されるかということが問題であり、大きな課題なのだろうというふうに思いますけれども、では別の場所に行ってくださいと言われたときに、協議してきた経過であることですから、地元の方々は納得されないと思いますよ。その辺について、今からでも遅くはないわけですから、寄付を受けるような方法とか、今の既存の施設をそのまま使えるようなことをぜひ考えてくださいというふうに思いますけれども。お考えをお聞かせください。

生活環境課長 既存の施設につきまして、そういうされ方の、最終的にはそういう意向として、ちょっと使ってくれないかという話を受けましたので、また今後につきまして、もしそこを利用できるというような話がございましたら、こちらのほうとしても、皆さんがもともと利用されてる場所というところでございますので、やはり機会があればそういうお話もさせていただきたいという気持ちも持っております。

今のところは少し難しいという話を聞いておりましたので、またその所有者の方につきましては、また共有になっていきますので、またその方たちのことはお断りはさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長 以上で、1番議員田村俊二君の一般質問を終わります。